

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
広島修道大学法科大学院	平成25年度	適合

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教育の内容・方法等	2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか(「連携法」第2条、「告示第53号」第5条)。	法律基本科目群には必修科目28科目(60単位)及び選択科目14科目(28単位)、法律実務基礎科目群には必修科目6科目(12単位)及び選択科目2科目(3単位)、基礎法学・隣接科目群には選択科目5科目(10単位)、展開・先端科目群には選択科目37科目(74単位)が開設されている。	法律基本科目群には必修科目28科目(60単位)及び選択科目16科目(32単位)、法律実務基礎科目群には必修科目6科目(12単位)及び選択科目2科目(3単位)、基礎法学・隣接科目群には選択科目6科目(12単位)、展開・先端科目群には選択科目32科目(64単位)が開設されている。
	2-3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか(「告示第53号」第5条第2項)。	各科目群の修了所要総単位数に占める比率は、法律基本科目が63.8%、法律実務基礎科目が12.8%、基礎法学・隣接科目が4.3%、展開・先端科目が19.1%となっている。	変更後においても各科目群の修了所要総単位数に占める比率は、法律基本科目が63.8%、法律実務基礎科目が12.8%、基礎法学・隣接科目が4.3%、展開・先端科目が19.1%となっている。
	2-17 学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準(36単位を標準とする。)に従って適切に設定されているか(「告示第53号」第7条)。	各学年における履修登録単位数の上限については、1年次42単位、2年次36単位、3年次44単位と規定されている。	各学年における履修登録単位数の上限については、1年次42単位、2年次36単位、3年次44単位と規定されている。ただし、法学既修者の認定に際し、会社法の成績が最低基準点に満たない場合には、「商法Ⅰ」及び「商法Ⅱ」を履修することが可能となるよう、2年次の履修登録上限単位数が40単位まで引き上げられる。
	2-21 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準(1年、30単位を上限とする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、そのを超える部分の単位数に限り30単位を超えてみることが可能。)に基づいて適切に設定されているか(「専門職」第25条)。	法学既修者の課程修了の要件は、68単位以上の修得及び2年間以上の在籍である。	法学既修者の課程修了の要件は、68単位以上の修得及び2年間以上の在籍である。ただし、法学既修者の認定に際し、会社法の成績が最低基準点に満たない場合には、「商法Ⅰ」及び「商法Ⅱ」を履修することとなり、72単位以上の修得が必要となる。
教員組織	3-2 専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているか(「告示第53号」第1条第5項。なお、平成25年度まで「専門職」附則2が適用される。)	専任教員15名のうち、1名が専任(兼任)教員である。	認証評価当時の専任教員15名については、1名が法学部の専任教員となり、他の14名全員が貴法科大学院のみの専任教員となっている。